

【台湾】服飾標示基準・織品標示基準・鞋類商品標示基準の改正

台湾經濟部より、2022 年 10 月 24 日に「服飾標示基準」、11 月 7 日に「織品標示基準」と「鞋類商品標示基準」の改正が公示されました。この改正は 2023 年 5 月 18 日より施行されます。

主な改正内容

アパレル品は「服飾標示基準」、ホームテキスタイル品は「織品標示基準」、靴類は「鞋類商品標示基準」に基づいた表示を行う必要があります。それぞれが定める表示事項と主な改正点は以下の通りです。

	現行	改正後
服飾標示基準	・国産製品の場合は製造者の名称、電話番号および住所 ・輸入製品の場合は輸入者の名称、電話番号および住所 ・寸法またはサイズ ・原産国 ・組成表示 ・取扱表示	・以下の国内企業の名称、電話番号、及び住所 - 国内製造品：製造者、または委託製造者 - 輸入品：輸入業者 - 加えて、輸入品の場合は外国の製造者または委託製造者の名称 ・原産国 ・組成表示 ・寸法またはサイズ ・取扱表示
織品標示基準	・国産製品の場合は製造者または委託製造者の名称、電話番号および住所 ・輸入製品の場合は輸入者の名称、電話番号および住所 ・寸法またはサイズ ・原産国 ・組成表示 ・取扱表示 ・3 歳未満の子供が使用する商品であることと、安全に関わる注意事項	・以下の国内企業の名称、電話番号、及び住所 - 国内製造品：製造者、または委託製造者 - 輸入品：輸入業者 - 加えて、輸入品の場合は外国の製造者または委託製造者の名称 ・原産国 ・組成表示 ・寸法またはサイズ ・取扱表示 ・3 歳未満の子供が使用する商品であることと、安全に関わる注意事項
鞋類商品標示基準	・商品名 ・国産製品の場合は製造者または委託製造者の名称、電話番号および住所 ・輸入製品の場合は輸入者の名称、電話番号および住所 ・原産国 ・アッパー及びアウトソールの主要材料 ・寸法またはサイズ ・加水分解しやすいポリウレタン素材を含むアウトソールを使用した靴には、製造年月、使用方法および注意事項	・商品名 ・以下の国内企業の名称、電話番号、及び住所 - 国内製造品：製造者、または委託製造者 - 輸入品：輸入業者 - 加えて、輸入品の場合は外国の製造者または委託製造者の名称 ・原産国 ・アッパー及びアウトソールの主要材料 ・寸法またはサイズ ・加水分解しやすいポリウレタン素材を含むアウトソールを使用した靴には、製造年月、使用方法および注意事項

詳細は以下の URL よりご確認ください。

《服飾標示基準》 <https://gcis.nat.gov.tw/elaw/lawDtlAction.do?method=viewLaw&pk=8>

《織品標示基準》 <https://gcis.nat.gov.tw/elaw/lawDtlAction.do?method=viewLaw&pk=9>

《鞋類商品標示基準》 <https://gcis.nat.gov.tw/elaw/lawDtlAction.do?method=viewLaw&pk=86>

お問い合わせ

国際部 グローバルテクニカルサポート室 TEL : 03-6736-5408